

令和 7 年 2 月 28 日
沖縄県商工労働部雇用政策課

令和 7 年度「女性の就職総合支援事業」業務委託に係る質問事項回答

質問内容 1 : 合同就職説明会の開催について

・仕様書 2 P の (4) 求職者と受入企業のマッチング (ア) ...合同就職説明会の開催等とありますが、R 6 年度、R 5 年度、R 4 年度の開催数と来場者数、マッチング数 (就職者数)、雇用形態について実績をご教示ください。

質問回答 1 :

令和 4 ～令和 6 年度に実施した、合同就職説明会の開催数並びに来場者数は下記のとおりです。

(開催数/来場者数)

令和 4 年度 (8 回/142 名)

令和 5 年度 (7 回/146 名)

令和 6 年度 (5 回/85 名)

また、令和 4 ～令和 6 年度のマッチング数並びに雇用形態は下記のとおりです。

令和 4 年度 : 46 名 (正社員 6 名、契約社員 12 名、パート・アルバイト 20 名、不明 8 名)

令和 5 年度 : 47 名 (正社員 6 名、契約社員 18 名、パート・アルバイト 18 名、不明 5 名)

令和 6 年度 : 集計中のため不明

質問内容 2：保育料、訓練委託料について

・仕様書 3P の (7) 職場訓練の実施、(エ) について、「職場訓練期間中は訓練生には保育支援、受入企業に対して訓練委託料を支給する」とのことですが、それぞれ金額をご教示ください。また、訓練期間に制限はありますか？ 訓練生に対しては訓練手当はなく、訓練委託先に給与として支払ってもらう、という認識でよろしいでしょうか？

質問回答 2：

保育料はこどもひとりにつき月額 26,000 円を支援上限額とし、職場訓練委託料は訓練生ひとりにつき、月額 40,000 円を上限としています。

また、職場訓練については、原則 3 カ月間（最大 60 日間）としています。

ただし、短縮した訓練期間によっても、安定的な雇用形態による就職が可能であると認められる場合には、1 カ月以上 3 カ月未満を訓練期間に設定できるものとします。

訓練手当について、ご認識のとおりです。

本事業において実施する職場訓練は、企業と訓練生との間で短期雇用契約を結び実施するものです。訓練生に対しては、企業より給与の支給があります。

企業に対しては職場訓練委託料として、訓練生一人につき、月額 40,000 円を上限とし、日額 2,000 円に月の受け入れ企業等において職場訓練を実施した日数を乗じた額とします。

質問内容 3：委託業務に係る検証について

・仕様書 4P の (9) 委託業務に係る検証の (イ) ...合同企業説明会参加者、基礎研修参加者、訓練終了後の訓練生及び受入事業所へのアンケート調査を行い、結果分析を行うこと、とあるが直近 2～3 年分の結果分析について共有いただけますでしょうか。

質問回答 3

アンケート調査をもとにした、結果分析については、令和 6 年度より委託業務内容としたため、分析中です。

【参考】

令和 4.5 年度はアンケート調査のみを実施しております。

アンケート調査については、主な集計項目として、

事業参加者の年代、希望する職種、求人条件などについて単純集計をしておりましたが、令和 6 年度においては事業の改善点を分析していただくため仕様書を改めたところです。

また、集計項目については、特に県が指定しているものではなく効果的な事業に繋がるよう提案していただきたいと考えております。